

ルコト

二右等が答へられ、工場労働者ト共同作業ニ就
 カレハルトセハ、車工場労働者ト同等ノ待遇ヲ與
 ハ、賃金五分増額スルコト
 之ニ對シ、全部長ハ一團トシテ、作意セシハルニ
 ハ、場年級並ナル故、不可能ナルコト、賃金ハ勿
 論、待遇上ニ於テ何等差違ナキ故、要求ニ應ズル
 能ハサルニ、尚一考スヘシト、茲ハ、勞務ノ終リ
 タルガ十九日、再ビ全部長ニ會見ナリ、其ノ際、之ヲ
 前、要求ヲ録シ返シ、且、全部長ハ、要求ニ應
 ズル能ハサルニ、今後、昇給時、或ニ多少考慮ス
 ヘシト、声明セリ
 此ルニ、職工等ハ、之ニ満足セズ、翌下日、更ニ罷工

帝長田中樞吉ヲ訪ヒ、前記要求ヲ追マレリ
 田中部長ハ、切ニ其要求ノ答ル、能ハザルヲ説
 キタルニ、職工等ハ、尚諒解セズ、退去後工場ニ引
 揚ケ、一般職工退場後、返善後策ニ就キ、協議ナシ
 シ午後五時三十分退場セリ
 而シテ、右十五名ノ職工ハ、十九日以來出勤スル
 ニ作業ニ従事セズ、且一日一般職工ノ出勤ニ際
 シ、印刷物ヲ工場入口ニ於テ配布シ、他職工ノ意
 援ヲ求メントシ、タルニ、一般職工ハ、自覚シ、更
 ニ之ニ耳ヲ收メズ、ノ業カリキ
 會社側ニ於テハ、此日、同僚職工右側ニ付、次任就
 業スルヲ存ヤリ、聞クタルニ、前記十五名ハ、就業
 ヲ肯セザルヲ以テ、午後四時解雇ノ申渡シヲナシ